

J R 東海労幹関西地「申」第20号  
2022年1月24日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「関西新幹線サービックにおける検修作業及びホーム検査の  
J R への直轄化」に関する申し入れ

昨年12月17日、関西支社から口頭で「関西新幹線サービックにおける検修作業およびホーム検査をJ R に直轄する」と説明があった。

まず、関西新幹線サービックの業務をJ R に直轄することに伴い、J R において要員の変更が発生する。したがって、J R への直轄化については、口頭ではなく団体交渉を開催して労働組合に提示しなければならない。

J R への直轄化に伴い、関西新幹線サービックにおいて業務が変更となる出向社員が発生する。しかし、対象となった出向社員に対する関西支社の対応は、「業務がJ R に直轄になる」「直轄後の業務についてはサービックから説明がある」というだけでまったく誠意のないものとなっている

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答をすること。

記

1. サービックにおける業務のJ R への直轄化は要員に関する事柄である。したがって、口頭の説明ではなく団体交渉を開催して提示すること。
2. サービックの業務がJ R に直轄されることにより、業務が変更となる出向社員が発生する。対象となる出向社員の不安や要望などを聞き取り、不安解消や要望の実現に向けて努力すること。
3. サービックの業務がJ R に直轄されることに伴い、希望する対象者（出向社員）を直轄されるJ R 職場に戻すこと。また、腰痛など身体的な事情により、J R に直轄後の業務に付くことが困難となった場合、本人が希望した時は就労可能な出向先会社に出向させること。
4. 対象者に対するJ R への直轄化に伴う説明を、早急に実施するようサービックに要請すること。

以上

